

報道機関各位

発信日	令和7年7月8日	担当者名	眞子、執行
担当課	契約検査課	電話番号	85-3547

鳥栖市入札参加資格者の指名停止

事業内容	鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領により、鳥栖市指名停止委員会において、令和7年7月4日付けで別紙のとおり決定いたしました。
------	---

添付資料	指名停止措置の概要
------	-----------

関連サイト	
-------	--

指名停止措置の概要

1 業 者 名：新明和工業 株式会社

代表取締役 五十川 龍之

住 所：兵庫県宝塚市新明和町1番1号

登録業種：電気工事-A級、機械器具設置工事-A級、清掃施設工事

2 停止期間：令和7年7月7日～令和7年9月21日（2.5か月）

3 指名停止の理由

特定エレベーター方式PS設置工事において、機械式駐車装置メーカー間で情報交換し、当該工事の供給に関する調整を行い供給価格の低落防止等を図っていた。このことが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

4 発注及び指名実績

令和5年度、令和6年度 なし